

★

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第六号）（人事室）

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十五号）の施行期日を平成二十年三月十日とすることとした。